

大田市生涯学習団体チェックリスト

生涯学習室を利用するにあたり、生涯学習活動であるかどうかは、客観的に判断する必要があります。その上で、大田市生涯学習登録団体届出要綱に定める会則の有無や人数等、要件を満たしている場合に「生涯学習団体」として登録すると、まちづくりセンター並みの使用料で生涯学習エリアを利用することが出来ます。また、登録しない場合でも生涯学習団体であれば「登録のない生涯学習団体」として、生涯学習エリアを通常の利用料金より安価で利用できます。

このチェックリストは、「生涯学習団体」であるかどうかを判断する為のチェックリストです。下記項目すべてに☑があれば、登録の有無に関わらず「生涯学習団体」としての利用料金で生涯学習室が利用できます。

大田市民会館 生涯学習エリア 施設名	利用料金（1時間当たり）		
	生涯学習団体		その他
	登録団体	登録のない団体	
生涯学習室①（旧 研修室）	100円	200円	500円
生涯学習室②（旧 集会室）	200円	400円	900円
生涯学習室③（旧 会議室）	100円	200円	300円
生涯学習室④（旧 調理室）	200円	400円	900円

指定管理者 様

- 年間を通じて継続的かつ計画的に文化・スポーツなどに関する生涯学習活動を複数回行っている
- 構成員のうち市内在住者が過半数以上である
- 代表者が有償講師ではない
- 代表者または会員が、指導者（講師）として謝礼を得る教室ではない
- 学校管理下にある部活動等ではない
- 団体のうち高校生以下が8割を超えない、または超える場合は、活動責任者となる保護者がいる
- 営利等商業行為または対価・報酬を得ることを目的としていない
- 民間事業所等が宣伝や営業を目的とする活動でない
- 公序良俗に反しない活動内容である
- 特定の政党および宗教にかかわる活動を目的としていない
- このチェックリストに会の会則が添付してある
- このチェックリストに会の会員名簿が添付してある

大田市生涯学習登録団体届出要綱に基づき、当団体は生涯学習団体としての要件を満たしていることを申し出ます

年 月 日

団体名
